

明石市役所新庁舎建設工事不当要求防止対策協議会の設立について

1. 経緯・目的

本市並びに株式会社鴻池組による明石市役所新庁舎建設工事が進む中、同工事に絡んで暴力団等反社会的勢力による不法・不当要求が増えることが懸念されます。

こうした行為を防止するため、このたび不当要求防止対策協議会を設立し、事業者、兵庫県警察、本市が組織的な取り組みを行うことにより、事業の安全かつ円滑な推進とともに暴力団排除気運の一層の向上を図ります。

2. 明石市新庁舎建設工事不当要求防止対策協議会 設立総会

(1) 開催日時 2026年(令和8年)5月21日15時30分～17時00分

(2) 場 所 明石市役所議会棟2階 大会議室

(3) 次 第

【第1部】

- ・開会
- ・役員紹介
- ・協議会設立目的と活動内容説明
- ・暴力団排除宣言
- ・閉会

【第2部】

- ・講演「暴力団対策と不当要求対応要領について」

(4) 構 成

会 長 株式会社鴻池組神戸支店
副 会 長 株式会社鴻池組神戸支店
理 事 明石市政策局プロジェクト部長
顧 問 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター
相 談 役 兵庫県弁護士会民事介入暴力対策委員会
支 援 兵庫県明石警察署長、兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長

(5) 出席予定者数 20名

(6) 報道関係の撮影等は、暴力団排除宣言までとさせていただきます。

明石市役所新庁舎建設工事不当要求防止対策協議会の概要

1 発足日

令和8年5月21日

2 名称

明石市役所新庁舎建設工事不当要求防止対策協議会

3 協議会事務所

株式会社鴻池組明石市役所建設事務所

4 組織図

会 長：株式会社鴻池組神戸支店長

副会長：株式会社鴻池組神戸支店営業部営業課長

理 事：明石市政策局プロジェクト部長

顧 問：公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター専務理事

相談役：兵庫県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長

支 援：兵庫県明石警察署長

兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長

事務局：明石市総務局総合安全対策室（地域安全対策担当）

会 員：関連工事受託者等

5 目的

協議会は、明石市役所新庁舎建設工事に関連し、暴力団等反社会的勢力による不法・不当要求及び誹謗中傷等による健全な工事推進への妨害行為（以下「不当要求行為」という。）に対し、警察等関係諸機関と連携を図り、組織的な取組を行うことにより、同工事の健全な推進及び円滑な事業遂行並びに関係者の安心安全を確保し、工事の安全に寄与することを目的とする。

6 活動内容

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対処方針の審議
- (2) 不当要求行為等の未然防止対策の検討立案と実施及び本工事に従事する者に対する啓発活動の実施
- (3) 暴力団等が関与する建設業者等からの下請け参入の排除
- (4) 暴力団等による物品購入等の不当要求の排除
- (5) 警察及び各関係機関・諸団体との情報交換及び連携強化
- (6) 不当要求防止に関する指導、教育等の実施
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

7 その他

二次以降の下請け業者は「誓約書」を作成し、協議会が集約した上で、明石市に提出。不当要求等を受けた際は、事務局に報告するとともに協議会で情報共有を図り、対策を講じる。